

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

岡崎市長 内 田 康 宏

## 岡崎市条例第16号

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定療養通所介護(第44条～第50条)」を「第2節 削除」に改める。

第40条第1項第2号中「第46条第1項及び」を削る。

第7章第2節を次のように改める。

### 第2節 削除

第44条から第50条まで 削除

第70条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を、「指定通所介護をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」を、「第42条第1項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第19条の5第1項」を加える。

附則第7項中「第42条第3項」を「第42条第4項」に改め、同項の表中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を、「指定通所介護をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」を、「第42条第1項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第19条の5第1項」を加える。

（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 夜間対応型訪問介護（第14条～第19条）」を  
「第3章 夜間  
第3章の2  
第1節 地  
第2節 指

対応型訪問介護（第14条～第19条）

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護（第19条の2～第19条の6）

定療養通所介護（第19条の7～第19条の13）」

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 地域密着型通所介護

（基本方針）

第19条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に

応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第19条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（次項において「地域密着型通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、地域密着型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第19条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、指定地域密着型通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第19条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定地域密着型通所介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

4 指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第60号。以下この項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第39条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営

されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第19条の6 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## 第2節 指定療養通所介護

(この節の趣旨)

第19条の7 前節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画（機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものをいう。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第19条の8 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者（岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号。第54条において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第27条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第19条の9 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに、指定療養通所介護の提供に当たる

看護職員又は介護職員（次項において「療養通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、療養通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（管理者）

第19条の10 指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより、指定療養通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

（利用定員）

第19条の11 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第19条の12 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、指定療養通所介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

- 4 指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

（準用）

第19条の13 第19条の6の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第21条第1項第2号中「看護師若しくは准看護師」を「看護職員」に改める。

第25条第1項及び第34条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第39条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第40条第1項第2号及び第46条第1項第3号中「看護師若しくは准看護師」を「看護職員」に改める。

第54条中「岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号）」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

（岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第4条 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

（岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「第79条第1号及び第85条第1号において同じ。」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第79条第1号及び第85条第1号において「指定通所介護事業者等」という。））」に、「以下同じ。」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。））」に改め、同条第2号中「以下同じ。」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。））」に改め、「第42条第1項」の次に「又は指定地域密着型サービス条例第19条の5第1項」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第44条中「岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号。以下この条並びに第54条第1号から第3号までにおいて「指定地域密着型サービス条例」という。）」を「指定地域密着型サービス条例」に改める。

第79条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第85条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通

所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第31条第1項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第32条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。
- 3 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第19条第1項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第20条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。